

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事  
飯泉嘉門

## 徳島県条例第十二号

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
第九条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により食用のふぐの処理を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

### 附則

- 1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、ふぐ処理師が改正前の第九条第三号に該当したことにより第十五条第一項第四号の規定に基づき行われた当該ふぐ処理師の免許を取り消す処分については、なお従前の例による。